

## 第 2 期宮城県国民健康保険運営方針の策定について

### 1 策定スケジュール（資料 1-2・1-3）について

#### (1) 素案策定までの経過（5 月～9 月）

- 国の運営方針策定要領における改定のポイントや現行の運営方針の評価検証結果を踏まえ、第 2 期運営方針への記載内容について調製し、国保運営連携会議各部会において第 2 期運営方針策定内容の検討を行い、その結果等に基づき、第 2 期運営方針素案を取りまとめた。

#### (2) 今後の予定

- パブリックコメントについての広報活動（ラジオ、ホームページ、SNS 等）。
- 第 2 期国保運営方針（案）についてパブリックコメント及び市町村意見聴取実施。
- 上記を反映した第 2 期運営方針（案）を協議し、12 月 18 日開催予定の国保運営協議会に諮問。
- 答申後の第 2 期運営方針を国保運営連携会議で報告。
- 2 月上旬開催予定の国保運営協議会で第 2 期運営方針完成。県議会報告後に公表。

### 2 現行の運営方針に基づき県が取り組む主な施策の実施状況の評価検証（資料 1-4）について

- 令和 2 年 6 月末時点における実施状況について検証したところ、大半の項目において「ほぼ目標どおり達成」と評価したところである。
- 特筆すべき点として、本県の国民健康保険料（税）の収納率は平成 30 年度では 94.24%と順調に推移し、現行の運営方針で定める「平成 27 年度の全国の上位 4 割相当の収納率（93%）の水準を目標」も満たしており、収納対策強化に資する取組が功を奏しているものと考え、「目標を上回って達成」と評価したところである。
- 一方、海外療養費の適正化について、適正化を進める情報が不足していることや、保険料（税）の賦課事務に係る統一化について、保険料（税）水準の統一時期が決定していないこと等を背景に、保険料（税）の賦課事務の統一化に向けた議論が進んでいないこと等により、「目標を下回った」と評価したところである。

### 3 第 2 期国保運営方針素案（資料 1-5・1-6）について

#### (1) 対象期間(素案 P1)

- 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

#### (2) 赤字解消・削減の取組、目標年次等(素案 P10)

- 赤字と判断する基準を「令和 3 年度からの決算額」とし、赤字が生じた市町村は「赤字削減・解消のための基本方針や実効的・具体的な対策、目標年次等を定め、県と協議を行う」とし、目標年次の期間を「原則単年度」とした。

#### (3) 財政安定化基金の運用(素案 P11)

- 財政安定化基金条例に規定する事業内容を追記した。

- 特例基金（激変緩和分・財政基盤強化分）について、「原則令和5年度までの間、激変緩和措置等国保事業の健全な運営の確保のための費用に充てること」が、「決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を特例基金に積み立てること等も含め、県と市町村の間で協議し検討していく」旨を追記した。
- (4) 保険者努力支援制度の県分の取扱い(素案 P11)
  - 保険者努力支援制度（取組評価分）による県への交付金は、「令和5年度までの期間については、納付金総額から差し引く」こと、「保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援に係る部分）のうち、事業費に連動して配分される部分に係る県への交付金は、保険給付費等交付金（普通交付金）に充当する」旨を追記した。
- (5) 将来的な保険料（税）水準の統一(素案 P12)
  - 統一の時期については、「県と市町村の間で継続して協議する」として、現行方針どおりとした。
  - また、「保険料（税）水準の統一に向けた議論を深めるため、統一化の定義や前提条件等、さらには標準保険料率と実際の保険料率の公表（見える化）等から検討していく」旨を追記した。
- (6) 納付金の算定方式等(素案 P13)
  - 医療費指数反映係数 $\alpha$ は、「市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、徐々に0に近づけていくための議論を進めていく」旨で修正した。
- (7) 収納率目標の設定(素案 P17)
  - 現年課税分について、県平均収納率の目標を「平成30年度の全国上位2割相当の収納率（95%）の水準に達する」旨で設定する。また、達成目標年度を第2期運営方針の最終年度（令和5年度）とする。
- (8) 保険給付の適正な実施に関する取組(素案 P20)
  - 柔道整復療養費の患者調査やレセプト二次点検を市町村と共同で実施していく。（一部文言修正）
- (9) 医療費の適正化に向けた取組(素案 P23)
  - 「第2期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けた支援」を追記した。
  - 更なる後発医薬品の使用促進のため、「使用率80%以上を維持する」旨を追記した。
  - 県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの定着促進や医療従事者の人材育成及び保険者の取組を推進するための体制整備等、重症化予防の取組の推進について追記した。
- (10) 保健事業等の取組の充実・強化(素案 P23~P24)
  - 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や、県による適正かつ効率的な支援の実施、保険者努力支援制度の事業費分・事業費連動分の新設に伴う各種保健事業の一層の取組の推進を追記した。
  - 医療関係者等の協力を得ながら健康増進や医療費分析等の取組強化のため、保険者協議会との一層の連携を追記した。